

違反対象物の公表制度

利用者の安心・安全のために
2019年7月1日から

重大な消防法令違反の建物を
ホームページに
公表します！



公表の対象	立入検査で確認した飲食店や物販店などの特定防火対象物で <u>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の 設置義務があるもので、いずれかの設備が未設置であるもの。</u>
公表の内容	① 防火対象物の名称、所在地 ② 違反の内容 ③ その他消防長が必要と認める事項(公表日など) ※ <u>改善に向け消防設備の工事に着手するための「着工届」を届出 した場合は追加公表します。</u>
公表の方法	宇佐市ホームページへの掲載

防火対象物の関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる使用形態の変更によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に宇佐市消防本部予防課設備指導係までご相談ください。



公表制度に対するお問い合わせ先は
宇佐市消防本部 予防課 設備指導係
TEL 0978-27-8222
E-mail 5yobou04@city.usa.oita.jp